

審 第 2 4 5 3 号  
答 申 第 5 1 9 号  
平成31年3月11日

千葉県病院局長  
矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年9月7日付け千が第1152号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第652号

平成28年6月23日付けで審査請求人から提起された、平成28年6月3日付け  
千が第480号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

## 諮問第652号

答 申

### 第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年5月9日付で千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 請求内容

「千葉県医事関係裁判運営委員会やその前身やそれに類するものに関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、参加機関・参加者と文書、参加機関・参加者からの文書、出席者の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

担当課としては、少なくとも、病院局の本部事務局、がんセンター、こども病院、循環器病センター、救急医療センター、精神科医療センター、東金病院、佐原病院、千葉県千葉リハビリテーションセンターが考えられます。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に

含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」(以下「本件請求内容」という。)

### 3 実施機関による決定（千葉県がんセンター所管分）

実施機関は、本件請求に対し、平成28年6月3日付け千が第480号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

### 4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年6月23日付けで審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を求める。

### 2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、循セ第195号による行政文書部分開示決定処分の生年月日、郵便番号、現住所、電話番号を除いて、いずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全てに該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

### 3 反論書の要旨

#### (1) 不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

#### (2) 不存在の理由附記の不備について

情報公開の実施機関は、対象文書が、解釈的不存在なのか、物理的不存在なのか、適用除外なのか、また、作成・取得したが廃棄したために不存在なのか、廃棄したとすればいつに保存期間を満了したため廃棄したのか、誤廃棄したのか、そもそも作成・取得していなかったのか、等を説明する責任がある（最一小判平成4年12月10日民集46巻8号2658頁、東京地判平成22年3月30日判自331号13頁、東京地判平成12年4月27日判時1743号46号）。

それにもかかわらず、本件担当課は、いかなる理由で存在であるのかを説明していない。

したがって、説明すべきである。

### (3) 対象文書は存在する

本件担当課が千葉県医事関係裁判運営委員会（以下「本件委員会」という。）に参加している以上、対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない（資料1件）。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 対象行政文書の特定及び内容について

本件請求を受けて、本件請求に関する行政文書を探索した結果、不存在であった。

### 2 処分の理由（不開示の理由について）

本件請求に関する行政文書が存在であったため、不開示としたものである。

### 3 弁明の理由

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

また、対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである旨主張する。

しかしながら、本件請求に関する行政文書を作成又は取得している事実はなく、不存在であったため、不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次とおり判断する。

## 1 本件請求内容に係る行政文書について

本件請求は、本件請求内容に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会が千葉県がんセンター（以下「がんセンター」という。）と本件委員会との関係について確認したところ、次のとおりであった。

実施機関は、がんセンターにおいて、本件委員会に委員として参加した職員はいない旨説明するので、当審査会が千葉地方裁判所に確認したところ、がんセンターの職員を本件委員会の委員として委嘱したことはない旨の回答があった。

また、当審査会が調査したところ、千葉県こども病院は、平成26年5月30日時点の本件委員会の名簿（この名簿については、平成28年7月7日付けこ病第590号により部分開示決定されている。）を保有しており、同名簿にはがんセンターの職員については記載されていない。さらに、千葉県精神科医療センターにおいては、千葉地方裁判所から同センターに宛てた本件委員会の委員の異動の有無を確認するための事務連絡文書（この文書については、答申第517号にて、開示決定等すべきである旨の答申をしている。）が発見されており、同文書中には委員の所属先の一覧が記載されているが、この記載中にがんセンターは含まれていなかった。

これらのことから、がんセンターの職員が本件委員会に参加していたとは認められず、がんセンターでは、本件対象文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明には不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

## 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
平成28年 9月 7日	諮詢書の受理
平成28年 9月 7日	反論書の写しの受理
平成30年 2月 26日	審議
平成30年 3月 26日	審議
平成30年 7月 30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏　名	職　業　等	備　考
莊司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)